





令和2年3月9日以降に移住した方(これから移住する方)へ

移住支援金制度のご案内

東京圏(東京都、千葉県、神奈川県)から埼玉県内の9市町村に移住し、 中小企業等に就業した方または起業した方に対して

移住支援金(世帯100万円、単身60万円) を支給する制度 を実施中です。

移住支援金対象者の要件

移住元	●東京23区在住者または通勤者 次の(ア)と(イ)の両方に該当する必要があります。 (ア)移住直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京 圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)(条件不利地域(※1)を 除く)に在住し、東京23区内への通勤(※2)をしていたこと(※3)。 (イ)移住直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京都、千葉 県及び神奈川県(条件不利地域を除く)に在住し、東京23区内への通 勤をしていたこと。
移住先	●令和2年3月9日以降に下記市町村に転入した方 <対象市町村> 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、 東秩父村、神川町
就業先	●「働くなら埼玉!移住支援金求人サイト」に【移住支援金対象】と掲載されている求人に就職した方(*他の都道府県が開設するマッチングサイトに掲載された求人に就職した場合も対象となります。)
起業	●埼玉県起業支援金補助事業の交付決定を受けており、かつ移住支援金の 申請時において当該交付決定日から1年以内であること

- ※1 詳しくは県ホームページをご覧ください。
- ※2 雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

※3 在住と通勤の年数は合算することができます。

埼玉 移住 Q 検索

- (例1) ①練馬区に3年間在住 → ②横浜市から渋谷区に2年間通勤中 ⇒ 要件を満たします(要件(ア)と(イ)の両方に該当)
- (例2) ①さいたま市から新宿区に3年間通勤 → ②横浜市から渋谷区に2年間通勤中 ⇒ 要件を満たします(要件(ア)と(イ)の両方に該当)
- (例3) ①横浜市から渋谷区に2年間通勤 \rightarrow ②さいたま市から新宿区に3年間通勤中 \Rightarrow 要件を満たしません (要件 (P) に該当するが (A) に該当しない

*上記の「→」は時系列の順序を表しています。

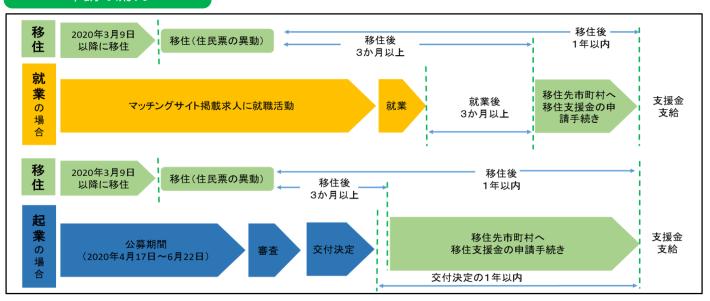


「住むなら埼玉!」 移住・定住情報 (県ホームページ)



働くなら埼玉! 移住支援金求人サイト

申請の流れ



移住支援金対象者の詳細事項

単身の場合:以下の(1)、(2)、(3-1)または(3-2)、(4)すべてに該当する方が対象となります。 **世帯の場合**:以下の(1)、(2)、(3-1)または(3-2)、(4)、(5)すべてに該当する方が対象となります。

世帯の場合:以下の(1)、(2)、(3-1)または(3-2)、(4)、(5)すべてに該当する方が対象となります。			
(1) 移住元に関する要件	チラシ表面のとおり		
(2) 移住先に関する要件 ⇒ <u>右の(ア)~(ウ)全て</u> <u>に該当すること</u> 。	(ア)県内対象地域9市町村に移住したこと。 (イ)令和2年3月9日以降に移住したこと。 (ウ)移住支援金の申請時において移住後3か月以上1年以内であり、かつ、移住した市町村に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。		
(3-1) 就業先に関する要件 ⇒ <u>右の1~7全てに該当する</u> <u>こと</u> 。	1 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内(東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県)の条件不利地域に所在すること。 2 就業先が、「働くなら埼玉!移住支援金求人サイト」に【移住支援金対象】と掲載している企業であること。 3 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人でないこと。 4 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。 5 上記求人への応募日が、「働くなら埼玉!移住支援金求人サイト」に、移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること。 6 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 7 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用であること。		
(3-2) 起業に関する要件	本県地域再生計画に基づく起業支援金の交付決定を受けており、かつ移住支援金 の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。		
(4) その他の要件 ⇒ <u>右の(ア)・(イ)全て</u> <u>に該当すること</u> 。	(ア)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (イ)日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の 配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。		
(5) 世帯に関する要件 (※世帯向けの金額(100 万円)を申請する場合の み) ⇒ <u>右の1~4全てに該当する</u> <u>こと</u> 。	1 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 2 申請書を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 3 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和2年3月9日以降に転入し、かつ、 支給申請時において転入後3ヶ月以上1年以内であること。 4 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社 会的勢力と関係を有する者でないこと。		

お問い合わせ先:埼玉県企画財政部地域政策課(移住担当) 【TEL】048-830-2773【FAX】048-830-4741

